

平成16年度足立区一般会計予算

予算総則

平成16年度足立区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成16年2月23日提出

足立区長 鈴木 恒 年

第1表 歳入歳出予算

歳入

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
1 特別区税		33,553,676
	1 特別区民税	28,271,307
	2 軽自動車税	252,191
	3 特別区たばこ税	5,030,178
2 地方譲与税		1,190,000
	1 自動車重量譲与税	732,000
	2 地方道路譲与税	458,000
3 利子割交付金		550,000
	1 利子割交付金	550,000
4 地方消費税交付金		5,438,000
	1 地方消費税交付金	5,438,000
5 ゴルフ場利用税交付金		6,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000
6 自動車取得税交付金		1,242,000
	1 自動車取得税交付金	1,242,000
7 地方特例交付金		2,738,000
	1 地方特例交付金	2,738,000
8 交通安全対策特別交付金		120,000
	1 交通安全対策特別交付金	120,000
9 特別区交付金		82,501,000
	1 特別区財政調整交付金	82,501,000

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
10 分担金及び負担金		3,296,571
	1 負 担 金	3,296,571
11 使用料及び手数料		3,729,299
	1 使 用 料	2,570,945
	2 手 数 料	1,158,354
12 国庫支出金		36,735,269
	1 国庫負担金	33,453,672
	2 国庫補助金	3,181,094
	3 国庫委託金	100,503
13 都支出金		10,027,946
	1 都負担金	3,034,269
	2 都補助金	5,696,008
	3 都委託金	1,297,669
14 財産収入		74,644
	1 財産運用収入	74,336
	2 財産売払収入	308
15 寄 付 金		26,155
	1 寄 付 金	26,155
16 繰 入 金		8,989,034
	1 基金繰入金	8,765,630
	2 特別会計繰入金	223,404
17 繰 越 金		1,000,000
歳 入 合 計		

第1表 歳入歳出予算

歲入

科	目	金 額
款	項	(千 円)
	1 繰 越 金	1,000,000
18 諸 収 入		3,770,506
	1 延滞金、加算金及び過料	90,795
	2 特別区預金利子	73
	3 貸付金元利収入	1,648,604
	4 受託事業収入	126,949
	5 収益事業収入	50,000
	6 雑 入	1,854,085
19 特別区債		17,111,900
	1 総 務 債	13,845,900
	2 環境衛生債	1,131,000
	3 土 木 債	1,126,000
	4 教 育 債	1,009,000

[illegible]

歳出

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
1 議 会 費		935,897
	1 議 会 費	935,897
2 総 務 費		19,214,944
	1 総務管理費	14,149,766
	2 徴 税 費	1,246,006
	3 区 民 費	2,809,479
	4 戸籍及び住民基本台帳費	527,449
	5 選 挙 費	289,633
	6 統計調査費	86,894
	7 監査委員費	105,717
3 民 生 費		78,647,299
	1 社会福祉費	19,712,733
	2 児童福祉費	24,724,872
	3 生活保護費	34,017,870
	4 国民年金費	191,824
4 産業経済費		3,774,674
	1 産業経済費	3,689,154
	2 農 業 費	85,520
5 環境衛生費		20,437,783
	1 環 境 費	1,360,020
	2 衛 生 費	8,754,991

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
	3 清 掃 費	10,322,772
6 土 木 費		17,125,832
	1 土木管理費	2,429,109
	2 道路橋梁費	2,737,185
	3 河 川 費	122,477
	4 都市計画費	11,837,061
7 教 育 費		26,357,328
	1 教育総務費	6,368,132
	2 小学校費	7,335,232
	3 中学校費	7,345,507
	4 校外施設費	287,342
	5 幼稚園費	2,048,249
	6 社会教育費	2,881,010
	7 社会体育費	91,856
8 公 債 費		26,550,078
	1 公 債 費	26,550,078
9 諸支出金		18,756,165
	1 特別会計繰出金	18,756,165
10 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		212,100,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
足立区土地開発公社に対する債務保証	平成16年度から平成26年度まで	足立区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金15億円及び利子相当額
足立区土地開発公社からの用地取得費	平成16年度から平成26年度まで	足立区が足立区土地開発公社から取得する用地費
土地区画整理事業の施行に伴う移転資金融資あっせん及び利子補給	平成16年度から平成36年度まで	足立区が契約金融機関に債務保証する融資相当額及び利子補給相当額
公共事業の施行に伴う移転資金融資あっせん及び利子補給	平成16年度から平成35年度まで	足立区が契約金融機関に債務保証する融資相当額及び利子補給相当額
水洗化設備資金融資あっせん及び利子補給	平成16年度から平成19年度まで	足立区が契約金融機関に債務保証する融資相当額及び利子補給相当額
電子計算組織管理運営	平成17年度から平成21年度まで	814,087千円
統計調査事務支援システム	平成17年度から平成20年度まで	3,276千円
区民保養所管理運営	平成17年度から平成20年度まで	8,400千円
NPO活動支援センター管理運営	平成17年度から平成20年度まで	472千円
(仮称)あだち新産業振興センターの整備	平成17年度から平成17年度まで	341,510千円
保育園の管理運営(パソコン賃借)	平成17年度から平成20年度まで	11,688千円
保育園の管理運営(保育園システムサーバ等賃借)	平成17年度から平成21年度まで	4,194千円
老人福祉計画策定	平成17年度から平成17年度まで	7,000千円
保健衛生情報システム管理運営	平成17年度から平成20年度まで	3,968千円
衛生試験所の管理運営(全有機体炭素計)	平成17年度から平成21年度まで	3,900千円
衛生試験所の管理運営(超音波洗浄装置)	平成17年度から平成21年度まで	1,416千円
土地区画整理事業の推進(投資)	平成17年度から平成17年度まで	45,000千円
花畑川環境整備	平成17年度から平成17年度まで	71,000千円

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
掘削道路復旧	平成17年度から 平成17年度まで	29,000千円
地域図書館の管理運営（複写機賃借）	平成17年度から 平成20年度まで	2,488千円
地域図書館の管理運営（パソコン賃借）	平成17年度から 平成20年度まで	1,660千円
鋸南自然の家管理運営	平成17年度から 平成20年度まで	11,200千円

第3表 特別区債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法
減収補てん	500,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。
住民税等減税補てん	1,000,000	
住民税等減税補てん (平成7、8年度債借換のため)	12,345,900	
保健所建設	1,131,000	
道路整備	911,000	
総合住環境整備	133,000	
常磐新線出資	64,000	
公園緑地新設拡充	18,000	
校舎建設	638,000	
体育館建設	128,000	
学校プール建設	56,000	
給食場建設	15,000	
学校施設改修(投資)	172,000	

利率	償還の方法	備考
7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。